

ルソーと和辻の非リベラル寛容論

お茶の水女子大学助教 中野 裕考

社会思想としての寛容論はリベラリズムの専売特許だと考えられがちだが、果たしてそうなのか。本発表では18世紀フランスのジャン・ジャック・ルソー、20世紀日本の和辻哲郎の思想に依拠して、リベラリズムとは異なった原理に基づいた寛容論を構想してみたい。

近代ヨーロッパ哲学におけるリベラリズムの寛容論としては、ロック『寛容についての書簡』やミルの『自由論』が名高い。両者はともに社会統合の原理と個人の宗教意識とを峻別する政教分離の立場から寛容論を展開している。その場合に想定されている個人とは、社会的文脈や他者との関係なしにも自律した自己決定的な主体、自己完結的なアトムである。社会統合原理は、諸々のアトム間の外面的な相互関係の調整に専念するものとされる。

けれども自律的・自己決定的・自己完結的な個人を想定したリベラリズムの寛容論に対しては批判も多い（マルクーゼ、メンダス、ブラウン等）。リベラリズムは寛容を標榜しながら実は特定の存在様式しか認めておらず、その様式に外れた者に対しては抑圧的に振る舞う、という指摘である。実際、リベラリズムにおいて寛容の対象とみなされるのは、事実上西洋近代社会のマジョリティにすぎず、その社会におけるマイノリティや非西洋社会の文化的背景をもつ者ではない。後者に属する者たちは、イラク戦争の際のブッシュ米大統領の発言に頻出したように、強制的に民主化され啓蒙されるべき「野蛮人」とみなされる。リベラリズムの寛容論は、このように寛容の対象と不寛容の対象の間の境界を恣意的に設定する限りでのみ社会の中に見かけ上の多様性を許容しているにすぎない。

寛容論がリベラリズムの専売特許だという一般的な風潮のもとでは、リベラリズムの寛容論に疑問符がついたときに、別の仕方で寛容であろうとする選択肢が見えてきづらい。そうするとリベラリズムが放棄されると同時に寛容まで一緒に放棄しなければならなくなり、残すところは社会統合のみを強調して多様性を封殺する不寛容な社会だけだということになってしまう。そこで本発表は、リベラリズムを放棄しながらも可能な寛容論を素描するために、ルソーと和辻を手掛かりにしてみたいのである。

ルソーも和辻も、リベラリズムの陣営からは全体主義者として非難されることが少なくない。その主な理由は、リベラリズムが想定しているような自律的かつ自足的なアトムの個人を両者の国家論が前提していない点にある。社会の成員を自己完結的な個人とみなさない社会理論とは全体主義にほかならないという非難は、けれどもルソーと和辻に限っては当たらない。個人は自律的かつ自足的なものではなく、そのものとしては空虚であり、

社会の中ではじめて存在しうる。けれどもこのようにいうことは必ずしも特定の思想や宗教を強制する全体主義を意味しない。それは、ルソーと和辻が社会統合の中心原理を、政教分離とは違って聖なるもの、宗教的なものとみなしながらもその内実を空虚なままに保つという独特な仕方で社会理論を形成しているからである。その先にあるのは、社会統合と宗教を分離せずになお宗教的多様性を確保する非リベラル寛容論である。